



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ メ 兵
 代表者名 代表取締役社長 石原 司 郎
 (コード番号：2780 東証第二部・名証第二部)
 問合せ先 取締役経営企画部長 鳥田 一 利
 (TEL. 052-249-5366)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成21年6月24日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の機動的な事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行による株券電子化に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定並びにその他関連する規定について、条文及び文言の削除、修正等所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置につき、所要の規定を附則に設けるものであります。
 また、上記変更による定款第7条の削除に伴い、現行定款第8条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 和洋服、貴金属、時計、カメラ、電気器具、家具等</u> <u>新品、中古及びこれらの質流品の販売</u> <u>(2) 医療用具の販売</u> <u>(3) 不動産賃貸業</u> <u>(4) 上記各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 下記の新品・中古品および質流れ品の買取、販売・通信販売、レンタル、輸出入業</u> <u>(1) 時計・宝石・貴金属</u> <u>(2) カメラ・パソコン</u> <u>(3) 家庭用電化製品</u> <u>(4) 万年筆・ボールペン等の筆記具</u> <u>(5) 靴・鞆等の皮革・布製品</u> <u>(6) 各種衣料品・服飾雑貨品・寝具・日用雑貨品・ギフト用品・食料品</u> <u>(7) 楽器・音響機器</u> <u>(8) 書籍、CD・DVD等の記録媒体</u> <u>(9) 自転車および関連部品</u> <u>(10) 切手・印紙等の有価証券</u> <u>(11) 玩具</u> <u>(12) グラス・灰皿・花瓶等のガラス製品・陶製品</u> <u>2. 医療機器の販売</u> <u>3. 不動産賃貸業</u> <u>4. 上記各号に附帯する一切の業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第6条 (条文省略) (株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。 (単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第40条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>第3条～第6条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第7条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条～第39条 (現行どおり) 附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月24日(水)
定款変更の効力発生日	平成21年6月24日(水)

以 上